

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日は、
休日と日曜日が当たる)

平成元年五月十六日

鳥取県知事 西 崑 哲 次

三 次

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整
が行われることがある旨の告示（商工指導課）

保安林の指定予定（二件）（造林課）

漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義
務加入の同意を求めるための発起人の届出（水産課）

基本測量の実施（管理課）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇公 告 猛銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

指定番号	種 別	題 目	図 書 号	登 行 号	類 别	表示された発行所名
3344	雑誌その他 の刊行物	THE ラブジュース	LJ-6-J	LJ-6-J	アリス出版	
3345	"	少女リップ 淫靡古戯	SL-7-J	SL-7-J	Do 企画	
3346	"	SPOON Vol. 27	SP-6-J	SP-6-J	Do 企画	
3347	"	挿入狂い いちご白書	KD-2-G	KD-2-G	Do 企画	
3348	"	炎焼に酔わせて ルンルン淫魔	KD-2-H	KD-2-H	Do 企画	
3349	"	ナイト・エンジェル	NA-6-J	NA-6-J	Do 企画	
3350	"	HUMMING 浮氣な淫部	HM-6-J	HM-6-J	Do 企画	
3351	"	魔性	KE-4-1	KE-4-1	Do 企画	
3352	"	Milkey	MK-6-J	MK-6-J	Do 企画	
3353	"	MESSAGE	ME-7-J	ME-7-J	Do 企画	
3354	"	わななく唇 タンポポ娘	KE-8-A	KE-8-A	Do 企画	

告 示

鳥取県告示第五百八十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により告示する。

3355	"	写真時代ンヌー 87/1月号増刊	雑誌コード 044 16-1	株式会社白夜書房
3356	"	ザ裏天国 純愛生活 8月号増刊	雑誌コード 041 76-8	コハシリト社
3357	"	シネマロード 9月号	雑誌コード 0435 5-9	株式会社サン出版
3358	"	劇画ジャンプ 微熱少女 9月増刊号	雑誌コード 0363 2-9	株式会社サン出版
3359	"	CITY PRESS 12月号	雑誌コード 0433 9-12	株式会社東京三世
3360	"	ギャルルハンター 肉感桃尻通信 益撮大図鑑	雑誌コード 028 70-12	コバトル社
3361	"	ザ・裏マガジン 12月号増刊	雑誌コード 042 0-12	コバトル社
3362	"	CITY PRESS 1月号	雑誌コード 0433 9-1	株式会社東京三世
3363	"	GENT 1月号	雑誌コード 0511 7-1	株式会社笠倉出版
3364	"	ベストビデオ 1月号	雑誌コード 1797 9-1	三和出版株式会社
3365	"	Gals Action 3月号	雑誌コード 0258 3-3	考友社出版株式会社
3366	"	シネマ ロード 3月号	雑誌コード 0435 0-3	株式会社サン出版
3367	"	HARD ギャル 5月号	雑誌コード 155 7-1-3	三共図書出版社
3368	"	THE ポッキー通信 5月号	なし	株式会社浪速書房
3369	"	THE ポッキー通信 6月号	なし	株式会社浪速書房

鳥取県知事第5百八十一印

次の事項に係る建物における小売業の事業活動について、調整が行われるにあらゆる事項に、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律(昭和四十八年法律第百九号)第三条第一項の規定による。 手帳

平成元年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 召 次

届出物の出所又は 名称	建物の名称	建物の所在地
株式会社ダイナ タ(仮称) ダイナチ新米子店	米子市米原字大沢十一、四四五、四四六、四四九、四五〇、四五一	

鳥取県知事第5百八十一印

次のように保安林の指定を受ける予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和三十六年法律第百四十九号)第三十条の規定による知事である。

平成元年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 召 次

一一 保安林予定森林の所在場所
八頭郡佐治村大字柄原字瀧ヘトヤ川七十

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字見櫻中字糸谷九九（次の図に示す部分に限る。）、一〇二、一〇四の三、一〇五、一〇六、字下向ヒ山五二六、字糸谷東五二七の一九、大字大江字上大ナル上エ一七八一の一、字上ミ大ナル七五三、佐治村大字森坪字立ヒラ一〇二の一、字マ、畠六九、若桜町大字眷米字ショムカ六三五の五五（次の図に示す部分に限る。）、六三五の五六、六三五の七七、六三五の七八（次の図に示す部分に限る。）、大字屋堂羅字小場五〇九、五一四、五一四の一、五一五、五一三、五一四、五一四の一、五一五、五一六、五三六の一、字小場ノ奥一〇六七、一〇六八の一、一〇八〇、一〇九二

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

八頭郡船岡町大字大江字上大ナル上エ一七八一の一・佐治村大字森坪字立ヒラ一〇二の一・字マ、畠六九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字釜口字医王谷三五、三七から三九まで、字奥医王谷一四七三、一四七四、氣高郡青谷町大字河原字西村三〇四、三〇四の一、三〇五、三〇五の一、三〇五の二、三〇六、三〇八、三〇九、三一一、三一一の一、三一二から三三四まで、三一四の一、三一四の二、三一五、三一八の一から三一八の三まで、三一九、三一九の一、三一〇から三二三まで、三二二の一、三二八の一、三二九から三三一まで、字柳谷三〇七、三一六の二、一二三九の一から一二三九の三まで、一二四〇から一二四五まで、字木落三一六、三一六の一、一二四六から一二五一直到一二五六まで、一二五一の一、一二五五、一二五六

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 四 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡河原町大字谷一木字天坪山一〇一九、一〇二〇の二
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
(2) 主伐は、択伐による。
主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (4) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林

法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字落折字半途二七七の四、二七七の五、二七七の四
四、二七七の四五、二七七の四七、二七七の四九から二七七の六二まで、二七七の一六〇、字木地屋向イニ七七の六、二七七の三四、二七七の六四、字中畠二七七の七、二七七の八、二七七の六五から二七七の七八まで、二七七の二二二、二七七内八、字中畠前二七七の九から二七七の一一まで、二七七内九から二七七内一一まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
(2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
八頭郡若桜町大字落折字半途二七七の四・二七七の五・二七七の一六〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市岩倉字黒松八七〇の二、八七一、字櫟八九一、字アソ一〇六
二から一〇六六まで、字五輪ヶ平ル一〇八〇の一、一〇八一から一〇
八三まで、菅原字小倉谷三の一、字尻岡三〇九、三一〇、字大平ラ三
一二、三一三の一、三一四の一、富海字蛇バミ九五五の一、九六〇、
字弥平谷九九〇の一、字上大澤九五五の一、字野目利谷一一二〇の四
(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画
で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥
取県農林水産部造林課並びに倉吉市役所及び若桜町役場に備え置いて縦覧
に供する。)

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項
の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百
十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、
漁船損害等補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年五月十六日

鳥取県知事 西 邑 次

届出事項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所及び氏名	加入区の名称
岩美郡岩美町大字大羽 尾二二〇	漁船損害等補償法 第百十三条第一項 の申出の相手方と なる漁業協同組合の 名称
中垣繁一	縦覧期間
岩美郡岩美町大字大羽 尾二二一	縦覧場所
岡島百合枝	
東加入区	
東漁業協同組合	
平成元年五月 十六日から 三十日まで	合東漁業協同組
浦富加入 区 浦富加入 浦富漁業協同組合	組合 浦富漁業協同
"	
岩美郡岩美町大字浦富 二四三八	
浜野久男	
二四七六	
松岡久吉	
岩美郡岩美町大字浦富 二四三八	

倉 辺 貢	六九四〇一〇五〇 気高郡氣高町大字酒津 河崎勝則	鳥取市賀露町一一六四 兜金俊男	岩美郡福部村大字岩戸 西田富一	岩美郡福部村大字岩戸 西田富一	三七八一四〇一 岩美郡岩美町大字田後 田渕幸雄
	区酒津加入	区賀露加入	区福部加入	区網代加入	区田後加入
	酒津漁業協同組合	賀露漁業協同組合	福部村漁業協同組合	網代港漁業協同組合	田後漁業協同組合
	"	"	"	"	"
	組合酒津漁業協同	組合賀露漁業協同	組合福部村漁業協	組合網代港漁業協	組合田後漁業協同
田 中 幸 光	一九六三一 東伯郡赤崎町大字赤崎	六〇一三 東伯郡泊村大字泊七九 浜田勝則	六〇一六 瀬二八 西中康美	一九四三 氣高郡青谷町大字長和 村上千代藏	一九四三 氣高郡青谷町大字青谷 村上義幸
	赤崎加入	泊村加入	青谷加入	夏泊加入	水気高郡 一五七四 岡田一 浜辺正美
	合赤崎町漁業協同組合	泊村漁業協同組合	青谷町漁業協同組合	夏泊漁業協同組合	浜村漁業協同組合
	"	"	"	"	"
	組合赤崎町漁業協同	組合泊村漁業協同	組合青谷町漁業協	組合夏泊漁業協同	組合浜村漁業協同

西伯郡淀江町大字淀江
八八〇一
松本俊二

西伯郡大山町安原一一
区淀江加入

淀江漁業協同組合

"
淀江漁業協同組合

古志正凱

鳥取県告示第五百八十五号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（一等重力及び水準重力測量）

二 作業期間 平成元年九月十二日から同年十月六日まで

三 作業地域 境港市

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年五月十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱらんこ遊技機	スーパーエクセル	株式会社三洋物産
	ロボクン	
	アトミック	

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により銃砲及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成元年5月16日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により獣銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けた獣銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成元年 6月 15日 午前10時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎第2会 議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成元年 6月 6日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市丸町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
初心者講習	平成元年 6月 20日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟第二執 行部控室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

- 4 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間

ア 初心者講習 4 時間
イ 経験者講習 2 時間30分
 - (2) 講習課目

ア 獣銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 5 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 7 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

3 受講対象者

- (1) 初心者講習

鳥取県内で住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）